

広 第 609 号
平成24年 2月17日

NPO法人アザ基金
代表理事 飯島 博 殿

茨城県知事 橋 本



霞ヶ浦の保全と防災に関する緊急の要望について（回答）

日頃より、県行政の推進につきまして、ご理解を賜り御礼申し上げます。
平成24年1月31日付けで提出された標記要望書について、下記のとおり回答いたします。

記

- 流入河川56本の全域での放射性物質の分布状況について詳細な調査を早急に実施すること。
(雨水調整池を含む。)

- 上記の調査結果を速やかに公表すること。

【回答】 1・2共通

霞ヶ浦流入河川の放射性物質調査については、環境省が平成23年8月から実施した県内全域における調査の一環として行われております。

調査は、霞ヶ浦の主要な流入河川において、河川水及び河底土等の放射性物質の調査を実施し、その結果につきましては、環境省及び県のホームページ等で平成23年12月2日に公表したところでございます。

（ホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/20110311eq/index29.html#3>） 【生活環境部：環境対策課】

- 河川および河口等において放射性物質の蓄積が確認された箇所での除染（浚渫等）を早急に実施し湖への放射性物質の流入集積を防止すること。

【回答】

県管理河川につきましては、引き続き実施される環境省のモニタリング調査結果を注視し、放射性物質汚染対処特措法に基づき対応してまいります。 【土木部：河川課】

- 霞ヶ浦を管理する霞ヶ浦河川事務所に対して、逆水門の放流回数を増やし湖水の滞留時間を減らし流動性を増す管理を実施し、湖内への放射性物質の蓄積を防止する措置をとるよう申し入れること。

【回答】

御要望の内容につきましては、霞ヶ浦の管理者である国土交通省霞ヶ浦河川事務所に伝えております。

【企画部：水・土地計画課】

5 覆ヶ浦河川事務所に対して、湖内での放射性物質の蓄積を助長する恐れがあり、直下型地震によって破堤や液状化が生じ甚大な被害を及ぼす恐れのある水位上昇管理を中止するよう申し入れること。

【回答】

御要望の内容につきましては、覆ヶ浦の管理者である国土交通省覆ヶ浦河川事務所に伝えております。

【企画部：水・土地計画課】

6 上記の措置を早急に進めると共に、放射性物質に対する対策の長期計画と、流域レベルでの市民と行政との協働による長期モニタリング体制を、市民参加のもとに作成すること。

【回答】

環境省では、影響を適切に把握できるよう調査地点を選定し、今後も放射性物質の調査を継続して実施することとしており、その結果につきましては、全て公表することとしております。

【生活環境部：環境対策課・原子力安全対策課】